

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料

【令和4年10月1日現在】

< 1 (1) 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料【新築】 >

住宅の種類	床面積の合計	手数料	
		確認書等(注1)あり	確認書等なし
一戸建ての住宅	—	7,100円	52,000円
共同住宅等	100㎡以内	7,100円	52,000円
	100㎡超500㎡以内	13,000円	122,000円
	500㎡超1,000㎡以内	22,000円	196,000円
	1,000㎡超2,500㎡以内	32,000円	386,000円
	2,500㎡超5,000㎡以内	57,000円	691,000円
	5,000㎡超10,000㎡以内	94,000円	1,188,000円
	10,000㎡超20,000㎡以内	161,000円	2,198,000円
	20,000㎡超30,000㎡以内	190,000円	3,140,000円
	30,000㎡超	203,000円	3,847,000円

※申請に併せて建築基準関係規定の適合審査を申し出る場合(法第6条第2項の規定に基づく申出)は、その手数料の額が加算されます。

(注1)申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを提出する場合

< 1 (2) 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料【増築・改築・既存】 >

住宅の種類	床面積の合計	手数料	
		確認書等(注1)あり	確認書等なし
一戸建ての住宅	—	10,000円	78,000円
共同住宅等	100㎡以内	10,000円	78,000円
	100㎡超500㎡以内	19,000円	183,000円
	500㎡超1,000㎡以内	33,000円	293,000円
	1,000㎡超2,500㎡以内	47,000円	579,000円
	2,500㎡超5,000㎡以内	85,000円	1,037,000円
	5,000㎡超10,000㎡以内	140,000円	1,782,000円
	10,000㎡超20,000㎡以内	242,000円	3,296,000円
	20,000㎡超30,000㎡以内	284,000円	4,710,000円
	30,000㎡超	304,000円	5,770,000円

※申請に併せて建築基準関係規定の適合審査を申し出る場合(法第6条第2項の規定に基づく申出)は、その手数料の額が加算されます。

(注1)申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを提出する場合

< 2 長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料 >

一戸建ての住宅：上記1(1)又は1(2)の金額

共同住宅等：当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を上記1(1)又は1(2)に当てはめた金額

< 3 譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合の変更認定申請手数料 >

2,300円

< 4 地位の承継の承認申請手数料 >

2,300円

< 5 容積率の特例許可申請手数料 >

160,000円